



平成28年10月11日

プレスリリース

報道各位

臨時総会決議事項について

平成28年10月11日開催の第45回臨時総会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

第1号議案 定款一部変更（案）の件（別紙1）

原案どおり承認された

第2号議案 新潟コシに係る予納定率会費の額決定（案）の件（別紙2）

原案どおり承認された

以上

定款一部変更理由書

1 届出事務負担の軽減等により、会員の利便性を高めることを目的として、定款の関係規定について所要の改正を行うもの。具体的な内容及び変更理由は以下のとおり。

(1) 届出事務負担の軽減等会員関係

① 第7条第1項第1号、第115条第1項第1号

当業者団体の扱いを明確化する。

② 第9条第1項、第52条、第54条、第55条

受託会員の純資産額要件について、商品先物取引業の許可基準で現行の定款で定めている額より高い額を求めていることを踏まえ、本所における独自基準は廃止するとともに、その他所要の改正を行う。

③ 第25条

会員の届出事務負担軽減の観点から、役員の履歴書と住民票の写しの添付を不要とするとともに、その他所要の改正を行う。

④ 第11条、第11条の2、第108条第1項、第110条第1項

適正な市場運営を確保するため、暴力団排除の対応規定を整備する。

(2) その他

① 第16条第2項

定額会費の納入期限について、会員から後ろ倒しの要請があることから、期の初月の10日から月末（休日の場合、繰り上げ）に変更する。

② 第135条第5項

特別担保積立金について、清算機関制度がある中で取り崩し（取引の違約により生ずる会員の損失補てん）の可能性は極めて少ないとから、必要があると認められる場合には、理事会が別に定めるところにより、取り崩すことができるよう改正する（実際の取り崩しは総会決議事項）。

③ 第144条

会員に対して、業として取引の委託の媒介又は代理を禁止してきたが、商法においては、商品先物取引業として認められている業務であることを踏まえ、当該規定を廃止する。

④ 第7条、第8条第1項第15号、第8条第2項、第20条第1項、第25条、第33条、第111条、第135条第2項、同条第3号

字句修正

2 実施時期

主務大臣の認可を受けた日から施行する。

以上

定款一部変更

別紙1

大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

第1条～第6条 (省略)	第2章会員	現行	備考
<p>(会員たる資格)</p> <p>第7条 本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>(1) 上場商品構成物品又は上場商品指數対象物品（以下「上場商品構成物品等」（上場商品又は上場商品指數ごとに次に掲げるものを含む。）という。以下この条、第25条第2項第1号及び第115条第1項第1号において同じ。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体</p> <p>(2) (3) (省略)</p> <p>(4) 本所の上場商品構成物品等について特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出をした者</p> <p>(5) (6) (省略)</p>	<p>(会員たる資格)</p> <p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>第2章会員</p> <p>員</p>	<p>(会員たる資格)</p> <p>第7条 本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>(1) 上場商品構成物品又は上場商品指數対象物品（以下「上場商品構成物品等」（上場商品又は上場商品指數ごとに次に掲げるものを含む。）という。次項、第25条第2項第1号及び第115条において同じ。）の売買・売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者</p> <p>(2) (3) (省略)</p> <p>(4) 本取引所の上場商品構成物品等について特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出をした者</p> <p>(5) (6) (省略)</p>	<p>部は変更箇所</p> <p>2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡のから3月を経過する日までに、被相続人が前項第1号に該当する者ではある場合には被相続人が取引をしていた本所の商品市場における上場商品構成物品等の売買等を業として行うことととき、被相続人が前項第3号又は第6号に該当する者ではある場合には同号に該当する者となつときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。</p>

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変更	現行	備考
3 (省略)	3 (省略)	<p>(次格条件)</p> <p>第8条 次の各号のいづれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 前各号に掲げる者のほか、<u>本所</u>によつて、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者</p> <p>2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号及び<u>第12号</u>の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。</p> <p>(資産上の要件)</p> <p>第9条 会員の純資産額(定額会費の負担について会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)の保証を受けている者にあっては、当該親会社の純資産額)の最低額は、次のとおりとする。ただし、農産物市場及び農産物・指數市場の双方の会員等を兼ねる会員については700万円とし、その加入する他の商品取引所の会員等を兼ねる者については、その加入する他の商品取引所ごとに200万円を加えた額とする。</p> <p>(資産上の要件)</p> <p>第9条 会員の純資産額(定額会費の負担について会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)の保証を受けている者にあっては、当該親会社の純資産額)の最低額は、次のとおりとする。ただし、農産物市場及び農産物・指數市場の双方の会員等を兼ねる者については700万円とし、その加入する他の商品取引所の会員等を兼ねる者については、その加入する他の商品取引所ごとに200万円を加えた額とする。</p> <p>(1) 農産物市場 500万円 (2) 水産物市場 200万円 (3) 砂糖市場 200万円 (4) 農産物・飼料指數市場 500万円 2～9 (省略) 200万円</p>

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
_____部は変更箇所

変更	現行	備考
第10条(省略)	第10条(省略)	
(定款等の変更の請求)	(定款等の変更の請求)	
第11条 本所は、理事会がその出席した理事の過半数の決議により、法人である会員の定款、資本金の額若しくは役員(以下「定款等」という。)が法人である会員の信用の保持又は取引の信義則の維持の上において不適当と認めるとときは、又は会員に係る他の者の共同關係、支配關係若しくは取引關係が本所の目的又は本所の市場に鑑みて不適当と認めるとときは、当該会員に対する理由を付した書面をもつてその変更を請求することができる。	第11条 本所は、理事会が前項の規定に基づく会員に対する定款等の変更の請求(以下「定款等の変更の請求」という。)を決議しようとする場合において必要と認めるとときは、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その会員又は代理人が理事会に出席して弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該会員が陳述書を提出したときは、その提出をもつて弁明に代えることができる。	(新設)
2 理事が前項の規定に基づく会員に対する定款等の変更の請求(以下「定款等の変更の請求」という。)を決議しようとする場合において必要と認めるとときは、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その会員又は代理人が理事会に出席して弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該会員が陳述書を提出したときは、その提出をもつて弁明に代えることができる。	3 本所は、会員に対して定款等の変更の請求を決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を書面をもつて当該会員に通知する。	(新設)
4 会員は、定款等の変更の請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、理由を付した書面をもつて、異議の申立てを行うことができる。	5 本所は、前項の申立てを受理したときは、遅滞なく、理事会において、当該申立てについて審査する。	(新設)
6 前項の審査の結果、理事会が定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるとときは、本所は、直ちに定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すものとする。	7 第2項本文に規定する場合において、理事会は、弁明の機会を	(新設)

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変	現	行	備考
与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく理事会に出席しないときは、第2項の規定にかかわらず、定款等の変更を請求することができる。			
(定款等の変更の請求に対する対応措置等)	(新設)		
第11条の2 定款等の変更の請求を受けた会員は、定められた且時までに当該請求に対する措置を講じたときは、その旨を書面により、本所に届け出なければならない。	2 前項の書面には、同項の措置についての説明書類を添付しなければならない。	3 本所は、第1項の書面を受理したときは、理事会においてこれを審査し、理事会がこれを適当と認めたときは、その旨を書面をもつて当該会員に通知する。	第12条～第15条 (省略)
第12条～第15条 (省略)	第12条～第15条 (省略)	(定額会費及び定率会費)	第16条 会員は、本所の経費に充てるため、定額会費及び定率会費を本所に納入しなければならない。
(定額会費及び定率会費)	2 定額会費の額は、総会の決議をもつて定め、これを毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、半期分ずつその期の初月の10日（その日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の前期中に退した会員については後期分の会費、当該事業年度の後期中に加入した会員については前期分の会費の納入を要しない。	3～6 (省略)	2 定額会費の額は、総会の決議をもつて定め、これを毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、半期分ずつその期の初月の10日（その日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の前期中に退した会員については後期分の会費、当該事業年度の後期中に加入した会員に於いては前期分の会費の納入を要しない。

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変更	現行	備考
第17条～第19条 (省略) (充用有価証券の指定基準等)	第17条～第19条 (省略)	
第20条 前条第2項に規定する充用有価証券の指定基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものにつき行う。 (削る)	(充用有価証券の指定基準等) 第20条 前条第2項に規定する充用有価証券の指定基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものにつき行う。 (1) 前条第2項第5号に掲げる株券にあっては、金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であること。 (2) (省略) (3) 前条第2項第7号に掲げる社債券にあっては、取引所金融商品市場において上場されている社債券及び金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること。 (4)・(5) (省略) 2・3 (省略)	
第21条～第24条 (省略)	第21条～第24条 (省略)	第3章会員の加入
第25条 本所の会員にならうとする者は、本所が作成した加入申込書に、住所、氏名又は商号若しくは名称及びその引き受けけるべき出資口数及び本所に於いて取引しようとする商品市場を記載してこれに署名し、本所に提出しなければならない。 2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 第7条第1項各号のいづれかに該当することを誓約する書面	(会員の加入の申込み) 第25条 本所の会員にならうとする者は、理事長が作成した加入申込書に、住所、氏名又は商号若しくは名称及びその引き受けけるべき出資口数及び本所に於いて取引しようとする商品市場を記載してこれに署名し、理事長に提出しなければならない。 2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類2通を添付しなければならない。 (1) 第7条第1項に規定する上場商品構成物品等の売買等	

定款一部変更

別紙1

大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変更	現行	備考
(2) (省略)	を業として行っていることを誓約する画面、又は同項第2号から第6号のいずれかに該当することを誓約する画面	(2) (省略)
(3) 法人であるときは、当該法人の定款又はこれに代わる書面及び登記事項証明書又はこれに代わる書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面等（以下「計算書類等」という。）若しくは、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下「有価証券報告書」）という。）又は第9条第7項に規定する純資産額調書（定額会費の負担について親会社の保証を受けている者にあっては、当該親会社の保証書面及び純資産額調書を含む。）	(3) 法人であるときは、当該法人の定款又はこれに代わる書面及び登記事項証明書又はこれに代わる書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面等（以下「計算書類等」という。）若しくは、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」という。）又はこれらに準ずる書面及び第9条第7項に規定する純資産額調書	
(4)・(5) (省略) 3・4 (省略)	(4)・(5) (省略) 3・4 (省略)	(4)・(5) (省略) 3・4 (省略)
第26条～第32条 (省略)	第26条～第32条 (省略)	(会員の持分譲渡及び譲受の申請) 第33条 会員が会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡しようとするときは、本所が別に定める様式により、譲渡人は持分譲渡承認申請書及び添付すべき書類を、譲受人は持分譲受承認申請書及び添付すべき書類を、本所に提出しなければ

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
_____部は変更箇所

変更	現行	備考
ならない。	提出しなければならない。	
第34条～第51条 (省略)	第34条～第51条 (省略)	(受託会員の資産上の要件) 第52条 受託会員の純資産額の最低額は、次のとおりとする。ただし、本所の複数の市場において取引を行う受託会員及び、他の商品取引所の商品市場において取引をする受託会員については、その加入する商品市場ごとに定める純資産額（当該他の商品取引所における会員の純資産額を除く。）の最低額を加えた額とする。 <u>(1) 農産物市場</u> 1,500万円 <u>(2) 水産物市場</u> 500万円 <u>(3) 砂糖市場</u> 500万円 <u>(4) 農産物・飼料指數市場</u> 3,000万円 2 受託会員の純資産額が前項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、本所は、遅滞なく、その者の本所の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。 3 前項の場合において、当該受託会員の本所の商品市場における取引の停止をした日から6月以内にその者の純資産額が第1項の規定による最低額以上となつたときは、本所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。 4 第2項の場合において、当該受託会員の純資産額が前項に規定する期間内に第1項の規定による最低額以上とならなかつたときは、本所は、遅滞なく、当該受託会員を除名する。

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

変更	現行	備考
	<p>5 本所は、第2項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により受託会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>6 第9条第2項の規定は、第1項から第4項までの場合に準用する。</p> <p>7 本所は、第1項の規定による純資産額の最低額を定め若しくは変更したとき又は受託会員が第2項から第4項までのいずれかに該当することになったときは、その旨を清算機構に通知するものとする。</p>	
第53条 (省略)	(受託会員の申込み) 第54条 法第190条第1項の許可を受け、本所の商品市場における取引の委託を受けようとする会員は、本所に、受託会員の申込書及び申込書提出日前30日以内の日の現在において第9条第2項の規定により作成した純資産額調査書を提出し、本所の承認を受ければならない。 2 本所は、前項の承認について、同項の規定により提出された純資産額調査書の額が、第52条第1項に規定する純資産額の最低額以上である場合に前条に規定する最高限度の範囲内において行うものとする。	(会員加入申込者が受託に係る取引を行う場合) 第55条 本所は、第25条の加入申込者が本所の商品市場における取引の委託を受けようとする者であるときは、前条及び第26条の審査、承認を行うものとする。
第53条 (省略)	(受託会員の申込み) 第54条 法第190条第1項の許可を受け、本所の商品市場における取引の委託を受けようとする会員は、本所に、受託会員の申込書を提出し、本所の承認を受けなければならない。	(会員加入申込者が受託に係る取引を行う場合) 第55条 本所は、第25条の加入申込者が本所の商品市場における取引の委託を受けようとする者であるときは、前条第2項及び第26条の審査、承認を行うものとする。

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変 更	現 行	備 考
第 56 条～第 107 条 (省 略)	第 56 条～第 107 条 (省 略)	
第 10 章 会員に対する制裁	第 10 章 会員に対する制裁	
(会員の処分)	(会員の処分)	
第 108 条 本所は、会員が次の各号のいづれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。	第 108 条 本所は、会員が次の各号のいづれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。	
(1) ~ (8) (省 略)	(1) ~ (8) (省 略)	
(9) 本所の命令、指令、定款等の変更の請求若しくは決定した事項を遵守せず又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは 6 月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。	(9) 本所の命令、指令又は決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1 億円以下の過怠金を科し、若しくは 6 月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。	
(10) • (11) (省 略) 2 ~ 6 (省 略)	(10) • (11) (省 略) 2 ~ 6 (省 略)	
第 109 条 (省 略)	第 109 条 (省 略)	
(弁明の機会)	(弁明の機会)	
第 110 条 本所は、第 108 条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えないければならない。ただし、会員が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができる。	第 110 条 本所は、第 108 条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えないければならない。	
2 • 3 (省 略)	2 • 3 (省 略)	
(処分の通知)	(処分の通知)	
第 111 条 本所は、第 108 条の規定に基づき、処分を決定したときは、第 111 条 本所は、会員に対する処分を決定したときは、運営なく、	第 111 条 本所は、会員に対する処分を決定したときは、運営なく、	

定款一部変更

別紙1
大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変更	現行	備考
第112条～第114条 (省略)	その旨書面をもって当該会員に通知するものとする。	その旨書面をもって当該会員に通知するものとする。
第11章 商品市場における取引	第112条～第114条 (省略)	(取引資格)
第115条 本所の開設する商品市場における取引は、本所の会員であつて、商品市場ごとに次の各号に掲げるものでなければすることができない。ただし、取引しようとする市場の清算参加者又は当該市場における取引について指定清算参加者を指定している非清算参加者に限る。	第11章 商品市場における取引	第115条 本所の開設する商品市場における取引は、本所の会員であつて、商品市場ごとに次の各号に定めるものでなければすることができない。ただし、取引しようとする市場の清算参加者又は当該市場における取引について指定清算参加者を指定している非清算参加者に限る。
(1) 当該商品市場に係る上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者又はこれらの方が構成員の過半数を占める団体	第116条～第134条 (省略)	(1) 当該商品市場に係る上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者
(2)・(3) (省略)	第116条～第134条 (省略)	(2)・(3) (省略)
2～6 (省略)	第116条～第134条 (省略)	2～6 (省略)
第115条 本所は、毎事業年度末における総収入から総支出を差引いた残額を剰余金とする。	第116条～第134条 (省略)	(損失てん補準備金、職員退職積立金、特別担保積立金、別途積立金)
2 本所は、前項の剰余金のうち100分の10以上を損失てん補準備金として、100分の10以上を職員退職積立金として積み立てる。	第116条～第134条 (省略)	2 本所は、前項の剰余金のうち100分の10以上を損失てん補準備金として、100分の10以上を所員退職慰労金として積み立てる。
3 本所は、必要があると認めるとときは、前項の準備金、退職積立金のほか特別担保積立金及び別途積立金を積み立て、なお残余が	第116条～第134条 (省略)	3 本所は、必要があると認めるとときは、前項の準備金、退職慰労金のほか特別担保積立金及び別途積立金を積み立て、なお残余が

定款一部変更

別紙1

大阪堂島商品取引所
_____部は変更箇所

変 更	現 行	備 考
あるときは次期繰越金とする。 4 (省 略)	あるときは次期繰越金とする。	
5 本所は、本所の商品市場における取引の違約により生ずる会員の損失の補てんに充てる場合その他必要があると認められる場合には、理事会が別に定めるところにより、第3項の特別担保積立金を取り崩すことができる。	4 (省 略) 5 本所は、本所の商品市場における取引の違約により生ずる会員の損失の補てんに充てる場合を除き、第3項の特別担保積立金を支出することができない。	
6・7 (省 略)	6・7 (省 略)	
第136条～第143条 (省 略)	第136条～第143条 (省 略)	
	(委託の媒介等の制限) 第144条 <u>(削 除)</u>	
	第144条 会員は、業として本所の商品市場における取引の委託の媒介又は代理をしてはならない。	
	(以下省略)	
		附 則 (平成28年10月11日) 平成28年10月11日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更是、農林水産大臣の認可の日(平成 年 月 日)から実施する。

新潟コシに係る予納定率会費の額決定の件

平成28年10月21日から取引を開始する新潟コシの予納定率

会費の額は下記のとおりとする。

記

1枚当たり 29 円（消費税抜き）とする。

以上